

美作國府跡発掘調査概報

津山市埋蔵文化財発掘調査報告第40集

1991

津山市教育委員会



(表紙)



美作國府の遺址と西是一より

美作國府跡発掘調査報告第10集
市立文化財発掘調査報告第10集

正誤表

頁・行	誤	正
14・10	同規	同規模
裏表紙	美作國府跡発掘調査報告要	……概報

Fig. 1 国府台寺に存在する道標

(もとは現在地からちょうど1丁東にあった)

序

美作国府跡の発掘調査は、遺跡の範囲と構造を確認する目的で行っているものであります。かねてから本委員会では、市内の遺跡の保存については、開発に対処しての事前の緊急調査だけでは不十分であり、特に重要な遺跡については今後の街づくりとも整合する保全策をたてるべく、積極的に計画的な調査を行う必要性を感じていた次第であります。こうした一連の調査の一環として、昭和61年度から美作国府跡の確認調査を国庫補助を得ながら進めています。

美作国府は、いまから約1280年前、和銅6年（713）に備前国から6郡を割いて設置された美作国の役所で、現在の津山市總社を中心とする地区に置かれました。国府の設置によって津山は美作地方の政治・経済の中心となり、この津山の地位はその後も近世の城下町を経て現在につながっています。このように美作国府跡は、私たち津山市民にとって歴史の原点ともいべき遺跡であります、それにとどまらず古代の美作地方を考えるうえでも欠かすことのできない大切な遺跡であります。

調査は現在も継続中であり、美作国府の姿は今後しだいにあきらかになってくるものと思われますが、これまでの調査結果の概要について簡単ではありますが報告するものです。

調査にあたっていろいろご指導いただいた諸先生、ご理解とご協力をいただいた地元関係者各位に深甚の敬意を表しますとともに、本書が美作国府跡の今後の調査と保存についての一助となれば幸甚に思います。

平成3年3月31日

津山市教育委員会

教育長 萩原賢二

例　　言

1. 本書は、昭和61年度から津山市教育委員会が岡山県津山市總社地内で継続実施している美作國府跡の発掘調査成果のうち平成元年度までの概要報告である。

1. 調査地地番は下記のとおりである。

昭和61年度 第1次調査 総社33番地-1

62年度 第2次調査 総社24番地, 33番地-1, 34番地-1, 59番地-1, 115番地-1

63年度 第3次調査 総社36番地-3, 44番地-1, 49番地-1, 59番地-1

平成元年度 第4次調査 総社33番地-1, 34番地-1, 44番地-1, 59番地-1

1. 調査は、津山市教育委員会文化課が担当し、山中敏史（奈良国立文化財研究所）、鎌木義昌・近藤義郎・水内康廉（岡山県文化財保護審議会委員）、吉田　晶（岡山大学）、河本清（岡山県古代吉備文化財センター）の諸氏の指導・助言を受けて、安川豊史が現地調査にあたった。

調査実施にあたり下記地元関係者から協力を得た。

小川隆平、小川常一、小林正夫、小林敏隆、竹内悦子、長尾達夫、難波秋夫、萬代敦士

1. 調査に利用した座標は、第V直角平面座標系である。実測図中に用いた方位は、本座標系の方位であり、したがってNはその座標北を示す。これはX-102835.272m、Y-30435.070mの位置で、真北に対しN-0°11'30"-Wの偏倚角を有する。高さは海拔高である。

1. 本書の執筆と編集は安川があたった。

I はじめに

1. 位置と現状

美作国は、中国山地の脊梁を構成する標高1000m前後の山々と標高500m程の吉備高原との間に開けた盆地帯に位置し、東西80km、南北50kmの広がりをもつ。最大の津山盆地をはじめとするこれらの盆地帯には旭・吉井川の2大河川が貫流し、美作国府跡は津山盆地のほぼ中央部、吉井川流域に所在する (Fig. 3)。

津山市内を東に流れる吉井川北岸の市街地北方には、南下して吉井川と合流する宮川が形成した幅1km程の平地が南北に細長く広がっている。その東側には中国山地から南に派生した、平地との比高40m前後の丘陵群が樹枝状に発達している。西側ではこれと対照的に標高308mに達する神楽尾山塊が南北4km、東西2kmの広がりをみせている。山塊の南東麓には周辺の平地との比高約10mの低丘陵が台地を形成している。台地周辺には平地に続く小谷がいくつかみられるものの、東西幅200m、南北300m程の比較的平坦な広がりをもつ。台地西側に存在する独立丘には總社宮が位置し、台地北端は津山市小原に、大半は總社に属する。この台地の中央部を東西に走る總社宮参道以北の200m四方の範囲が最も良好な平坦面を形成しており、美作国府は、この台地を中心とする範囲に想定されている (Fig. 2)。

台地東方の平地には、近年宅地開発が進みつつあるものの、条理地割がなお良好に遺存している。台地北西端部をかすめて中国縦貫自動車道が北東から南西方向に走り、一帯は宅地化が進行しており、国府中心部と推定される台地上は特に著しい。

美作国府跡に関連する周辺遺跡として、美作国分僧寺・尼寺の二寺が南西約5kmの地点に300mの隔たりをもって東西に位置する。市内には、そのほかにも瓦を出土した遺跡として夜半廬



Fig. 3 位置図

寺、一本木遺跡、椿高下遺跡があげられるが、これらの詳細は不明である。

2. これまでの知見

美作国府跡の所在地については、北方台地中央部の地籍のひとつ、幸畠の「幸」が国府の転訛であるとする地名考証と、周辺地域での瓦や土器等の分布の事実を根拠として、古くから本地域に比定する考えがあった（註1）。

その後、中国縦貫自動車道の建設に先立ち、台地北方の一角の発掘調査が岡山県教育委員会の手によって開始された。これが、美作国府跡に発掘の鍵の入った最初である。その後、小規模な確認調査も含めれば、合計12回に達する美作国府跡関連調査が下記のとおり実施されてきた。これら一連の諸調査は、概して周辺部のものが多く、国府中心部の範囲や構造をあきらかにするにはいたっていない（註2）。こうしたなかにあって、中国縦貫自動車道建設に先立つ調査では、井戸から出土した遺物に、国司を構成する官職名のひとつ「少目」が書かれた墨書き土器が含まれ、同時に掘立柱建物群や塗地址などが検出されたことから美作国府跡の存在はより確実なものになったということができる。

調査年度	調査次数	調査主体	原 因	備 考
昭和45年	第1次	岡山県教育委員会	中国縦貫自動車道建設	試掘調査
昭和45年	第2次	〃	〃	〃
昭和46年	第3次	〃	〃	本調査
昭和49年		津山市教育委員会	保育園建設	試掘調査
昭和51年		津山市教育委員会	統合中学校建設	高橋谷遺跡
昭和56年		津山市教育委員会	民間開発	
昭和57年		岡山県教育委員会	学校施設建設	山北一丁田遺跡
昭和57年	第1次	津山市教育委員会	市道改良工事	
昭和57年	第2次	〃	〃	
昭和58年	第3次	〃	〃	
昭和60年	第1次	津山市教育委員会	民間開発	樋ノ口遺跡
昭和61年	第2次	〃	〃	〃

註1 津山市総社・国府台寺に現存する明治14年（1881）10月建立の「国府遺址碑」にその間の事情が刻まれている。

註2 津山市教育委員会「美作国府跡発掘調査報告—総社・小原線道路改良工事に伴う発掘調査—」1984

II 調査の契機と経過

前述した美作国府跡一帯の急激な宅地化の進行にたいし、津山市教育委員会では今後の保存に向けた基本資料を得ることを目的とし、残された発掘可能な地区において緊急に確認調査を実施することとした。さわい地元地権者の同意も得られたため、昭和61年度から調査を開始した。当初3ヵ年計画で調査に着手したが、調査可能な区域が限られるいっぽう、遺構の保存状態は予想外に良好であり、追加調査の必要が生じたため計画を延長して平成2年度現在、第5次の発掘調査を実施中である。年次別の調査経過は下記のとおりである。

1. 第1次調査

昭和61年12月4日から昭和62年3月31日まで実施。幅3mのトレンチ調査を主体とし、必要に応じて拡張する方法をとった。調査箇所はT1からT7までの7箇所で、調査面積226.4m²。調査予定地周辺に国土座標にもとづく測量基準点を設置し、南北方向に最初のトレンチ(T1)を設定した。T1の北端において東西方向に延びる溝(SD102)と、南側に接する東西櫛列(SA108)を検出した。さらにその13.5m南に大きな柱穴をもつ建物跡(SB101)を確認したほか、トレンチ南端付近で南北の櫛列(SA109)を検出した。SB101の東西の広がりをつかむため、T1東西にT2・T3を設定しT2で建物東端を確認することができたが、T3内では西端を確認することができなかったため、この西側にT6を設置し、ここで建物の全形を確認することができた。さらに、SD102とSA108の広がりの一端をつかむためT1の西方にT7を設定したほか、SA108を追求してT1の拡張区としてT4・T5を調査した。

2. 第2次調査

昭和62年12月16日から昭和63年3月31日まで実施。調査箇所はT8からT12までの5箇所で、調査面積219.3m²。

第1次調査で検出した建物SB101周辺の遺構配置をさぐるため、南方に南北方向のT8を設定したが、ここには国府関連遺構は存在しないことが判明した。また、南西のT9では新たに建物SB203の一部を検出したが、この建物方位はSB101とは異なっており、SB101と同時期の遺構は周辺には存在しないことが明確となった。このためSB101周辺の発掘をいったん中止し、SD102およびSA108の西方の追求に調査の主眼を置くこととした。T7の西約40mに設定したT10でSA102とSA108を検出したが、さらに65m西のT11ではいずれの遺構も検出できなかった。いっぽう国府推定地の南方の状況をさぐるためにT12を調査した。ここでは国府期の南北溝SD214を検出したが、調査面積の制約から性格についてはあきらかにできなかった。

3. 第3次調査

昭和63年11月24日から平成元年3月31日まで実施。調査箇所はT13からT19までの7箇所。調査面積308.1m²。

本調査ではS A108とS D102の西端の確認を目標とし、昨年調査したT10とT11との間にT13と、その西にT14を南北方向に設定した。T13では東西溝とその南に沿った柱穴列を検出した。これらはそれぞれS D102とS A108の延長と思われたが、溝の位置はやや南に寄っているためこれをS D320と呼称しS D102と区別することとした。また、S A108の柱穴列はちょうどトレンチの中央で南に折曲がっていて、ここが北西部隅である可能性とともに、柱筋を同じくする南北棟の可能性も考えられ、この問題は未解決のまま残された。T14ではS D320の延長を確認した。

T13の南西に設定したT15では南北の柱穴列と、やや東偏する南北溝S D309を検出した。S D309は出土遺物からS A108やS B101などに先行する国府関連遺構と考えられた。このS D309はT15の北方に設定したT17でも検出され、さらに南北に延びていると予想された。いっぽう、T15の柱穴列は現状で7間あるが、北端のみの確認にとどまり今回の調査では全体の確認にはいたらなかった。T15の柱穴列の西方を拡張し、さらにその西にT16を設定したが、この地点では国府関連遺構は全く検出されなかった。

T10の南方約50mの地点に設定した南北トレンチT18では国府期の可能性のあるいくつかの柱穴を検出したが、調査面積の制約もあり、建物などを復元できるまでにはいたらなかった。

4. 第4次調査

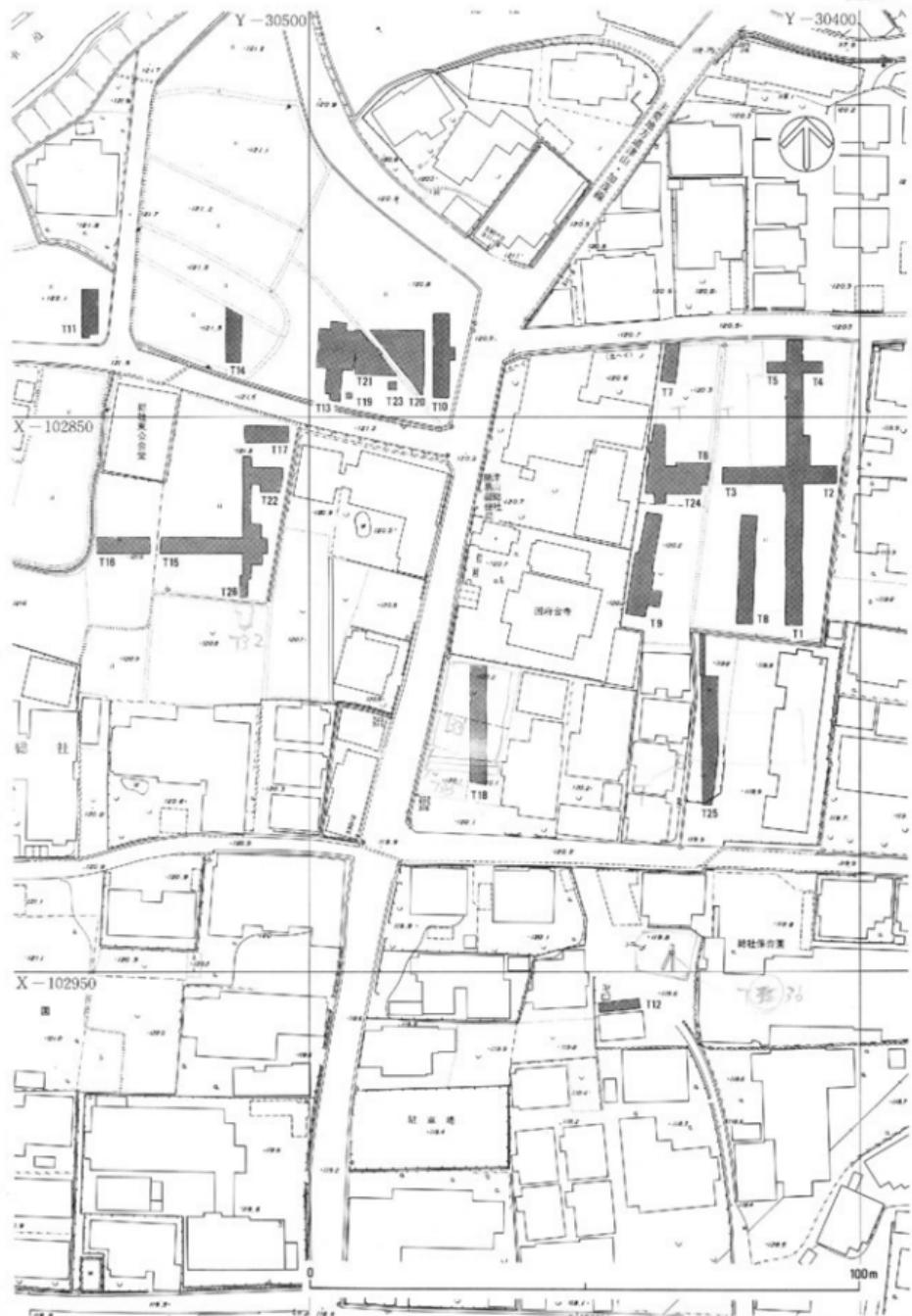
平成元年11月27日から平成2年3月31日まで実施。調査箇所はT26からT29までの7箇所で、調査面積は256.5m²。前年度までの調査で検出された国府関連遺構は、出土遺物と方位そして遺構の切り合ひ関係から上層下層の2者に分けられることがあきらかとなってきた。前回に引き続き上層に属するS D102とS A108の西端を確認するため、T10とT13との間にT20・21を設定した。その結果、S A108はT13の位置で南に折曲がることが確認された。



Fig. 4 調査後の埋戻し

T22とT26で検出した柱穴列が南北棟の一部であったことを確認した。また、S B101の南方の様子をさぐるために約50m南の地点に南北トレンチT25を設定し、ここで東西建物を発見した。南北を押さえただけで東西の正確な規模は不明だが付属施設やす法などS B101とうりふたつである。その他にT24でS B101と切り合う柱穴列を調査した。

PLAN1



調査区域図 1 : 1000

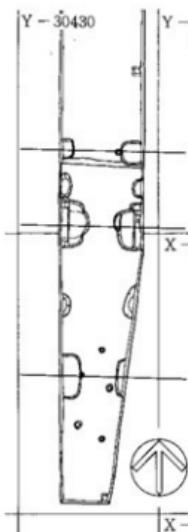
III 遺構の概要

調査地点は、東にのびたほぼ平坦な台地上にあり、西側を除く3方にゆるやかに傾斜している。ほとんどすべての調査区では、遺構面は水田造成等による削平を受けていて、S B 101での所見では削平の深度は50cm近くに及ぶ。したがって、おおくの場合は現在の水田土壤を除くと直ちに国府期の遺構が現れる。遺構の存在する基盤層は、台地表層を形成する黄色粘質土層からなり、これまでのところ無遺物層と思われる。ただし、南方に行くにしたがってこの黄色粘質土層上に黒色土層の堆積が認められる。

現在までの調査で検出した遺構は、弥生時代、奈良～平安時代、平安末ないし鎌倉時代以降の中世に属する3者が認められた。平安末以降のものはそれぞれのトレンチで検出された小柱穴や土壤がすべてで、これらには官衛的な様相は認められない。ここでは、国府関連遺構に限り主要なもの概要を述べる。前述したように国府関連遺構は新旧両者に大別されるので、まず上層の遺構群からはじめ、次に下層遺構群にふれることとする。

1. 上 層

上層遺構群の方は国土座標に対し、やや東偏していて、東西堀 S A 108 の示す北方位は国土



Y-30425 座標との間で N-1°58'5" - E の偏倚角をもつ。その他の遺構もこれとほぼ同一の方位を示している。

S A 1 0 8 T 4 から T 13 および東西堀で延長 87.4m に達するが東端は未確認である。T 13 の地点で南に折曲がある。南北長は確認できていないが、S B 406 の存在する T 25 をはじめとする東側調査区の所見から約 80m 以上になるものと考えられる。S A 108 は T 20 の西端でも南に折曲がって対応する南方の 1 穴を T 21 東端で検出した。これ 2 列の南北堀の関係については、S D 102 との切り合いから、後に縮小したものとみている。比較的遺存状態の良い T 4・5 付近では、1 回の建替えの後に抜取られた様子が観察されたほか、付近にはこの堀に使用されたとみられる瓦が崩落した状況で出土した。

S D 1 0 2 S A 108 の北側外方を巡る東西溝で、西に行くほど後世の削平の度合いが大きい。比較的残存状態の良い T

Fig. 5 S B 406 実測図

1 の箇所で幅 0.9m、深さは 0.4m をはかる。S A 108 T 20 東端



Fig. 6 SD102とSA108 (T 1、北から)



Fig. 7 SD102 (T 7、東から)



Fig. 8 SD102西端部及びSA108・SD320・
SD317 (T 20・21、南から)



Fig. 9 SD320とSA108北西隅
(T 13、北から)

で南に折曲があり S D 317となつて南下する。北東隅付近に西から延びた東西溝 S D 320が取付く。現長は77mに達する。S D 317とS D 320はS A 108の付替えにともない新しく付設されたもので、本来はそのまま西に延びていたと考えているが、北西付近は残存状態が良くない。溝中からは奈良時代～平安時代にかけての瓦や土器が出土した。S A 108とS D 102の間はなだらかな斜面で一部テラス状の平坦面が認められる。

S B 1 0 1 S A 108の南方に位置する桁行2間、梁行7間の東西棟。桁行、梁行とも2.7m(9尺)等間で、南側に庇状の施設が2列認められる。南側柱からの間隔は1.35m(4.5尺)および2.7mである。

1回の建替が認められ、これらの施設もそれぞれにともなうものと考えられる。側柱の掘形は方形に近く大きいが、やや小ぶりの円形掘形の床束をもつ。

S B 4 0 6 S B 101の南方に離れて位置する桁行2間(5.4m、9尺等間)東西棟。東西の規模は不明だが、形態・構造・寸法ともSB 101に酷似する。異なるのは庇状施設が北側につくことである。

S B 4 0 7 S A 108で区画された地区的西側外方に所在する南北棟。桁行7間、梁行2間で梁行は2.55m(8.5尺)等間だが、桁行は北から2.7m(9尺)～2.5m(8.5尺)～2.5m(8.5尺)～2.5m(8.5尺)～2.5m(8.5尺)～2.7m(9尺)～2.7m(9尺)である。北と西の側柱を確認したのみで、付属施設の有無については未確認である。

2. 下 層

下層遺構群のもつ方位は、上層にくらべより東偏の度合いが大きい。たとえばS A 109の示す方位は、座標北とN-8°35'1"-Eの偏角をもつ。これらの遺構群は、やはり同一方位をとっている。

S A 1 0 9 T 1 南端からT 2にかけて検出した南北柵列。延長は27m以上に達し、南北両端は確認できていない。当初、中世に属する可能性も考えられたが、後の検討によって方位と掘形埋土の特徴から下層遺構のものと判断した。柱間は1.79cm(6尺)均等とみられる。

S D 3 0 9 幅1.4m深さ0.2mの南北溝でS B 407を切っている。T 17からT 26にかけて延長28mを確認したが、南北両端はあきらかでない。

S B 2 0 3 南面庇をもつ桁行3間、梁行2間以上の建物。西側を確認しただけで東西規模は不明。このため柱間寸法についてはあきらかではないが、やや不揃いのようである。

S C 5 0 2 南北1間、東西8間以上の回廊状遺構。一部を検出しただけで全体の構造や性格については判明していない。東西柱間寸法は、西から5間目までは194cm(6.5尺)均等、以東はやや広がるようである。

以上の、国府期に統く平安時代末以降の遺構については、調査区内で建物を復元できるものは存在せず、柱筋も一定の方位を示すものはなかった。



Fig. 10 SB101 (T 1 ~ 3、東から)



Fig. 11 SB406 (T 25、北から)

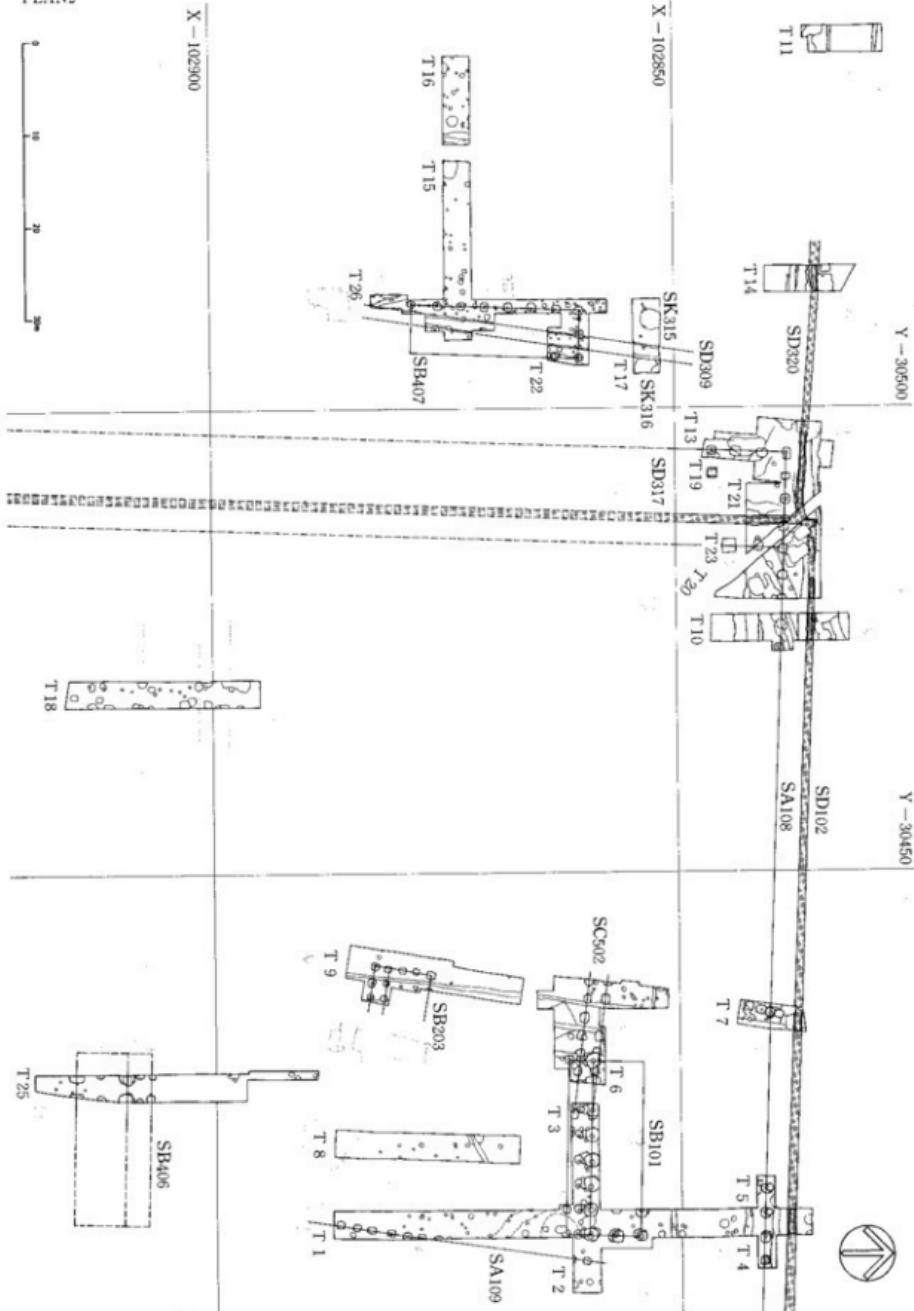


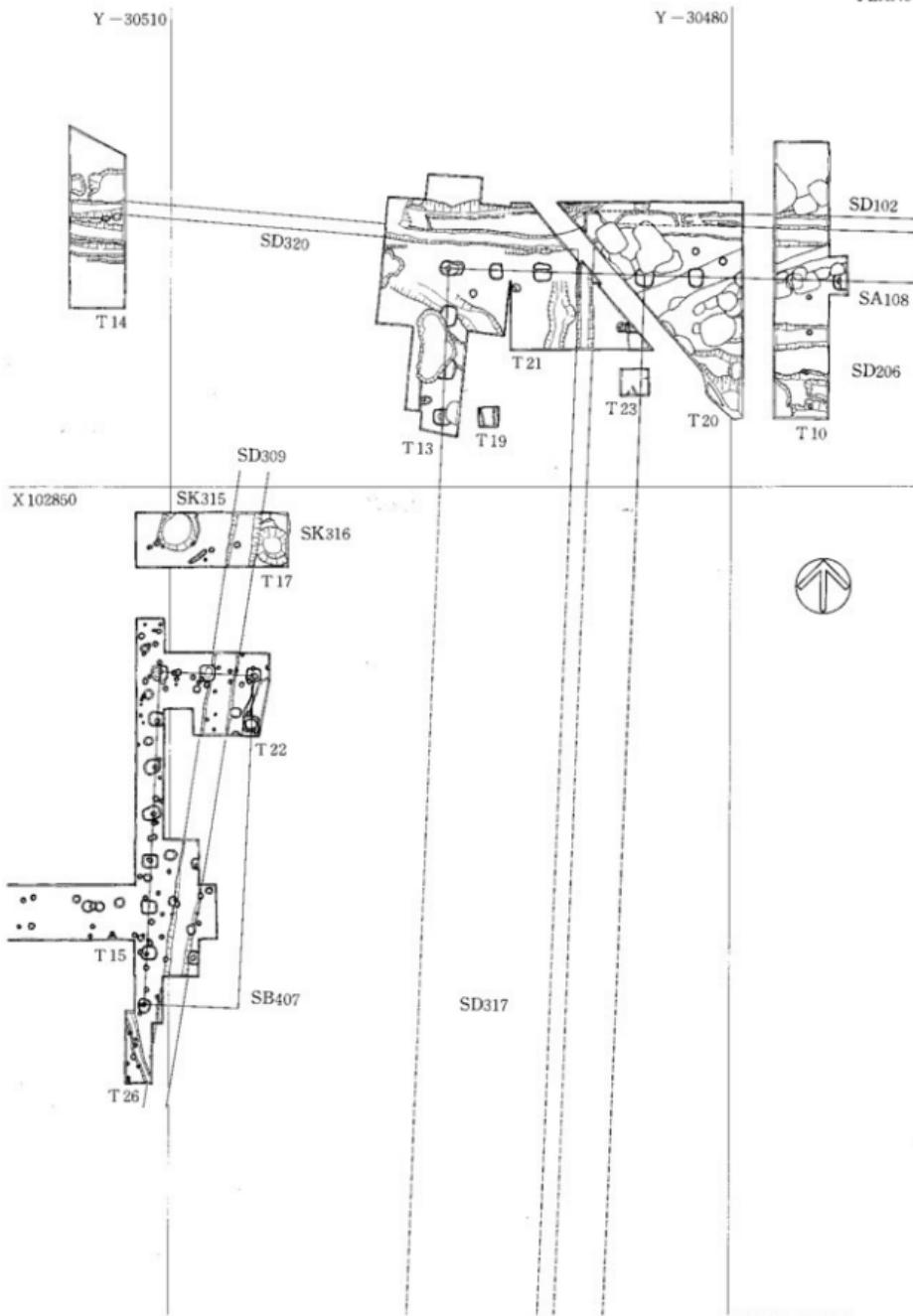
Fig. 12 SB203 (T 9、南西から)



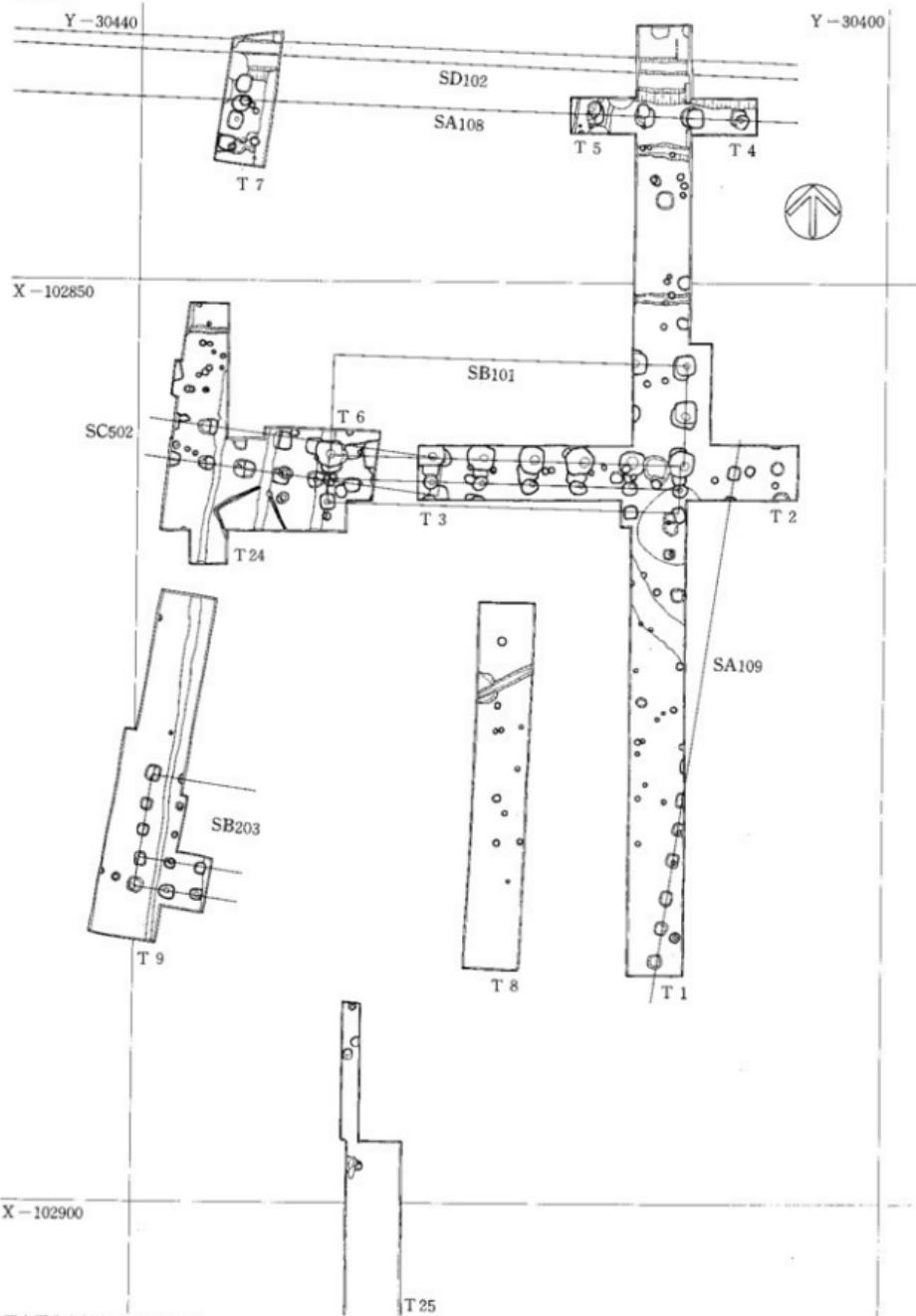
Fig. 13 SD309 (T 15、南から)

PLAN2





PLAN4



IV 遺物の概要

調査区全域から、瓦や須恵器、土師器などの国府関連の遺物が出土した。これらのほとんどは国府期以降の造成土や各種造構から出土しており、国府造構に伴うものは比較的少ない。現在、ほとんどの遺物は洗浄を終了した段階で、本格的な整理と分析は今後に残されているが、ここでは上層・下層の造構に伴う若干の遺物にふれる。

瓦 数点の軒瓦と多量の平・丸瓦が出土した。すべて、上層造構から出土し、現在までのところ下層造構からの出土はない。軒瓦の分析は未だだが、現状では平城宮6225型式に相当する軒丸瓦（5、美作国分寺I-a型式と同范）と平城宮6663型式類似の軒平瓦を確認している。

S D 1 0 2 出土土器（1-4） 奈良時代から平安時代前半にかけての土器が出土している。

図示したのはいずれも須恵器で、环B（1・2）のうち2は下層の時期に属するものであろう。

S D 3 0 9 出土土器（6-10） 下層の時期を示す資料である。須恵器环B蓋（6-8）、土師器甕（9・10）がある。奈良時代前半から中頃にかけてのものとみられる。現在のところ下層造構から7世紀代にさかのほる資料は発見されていない。

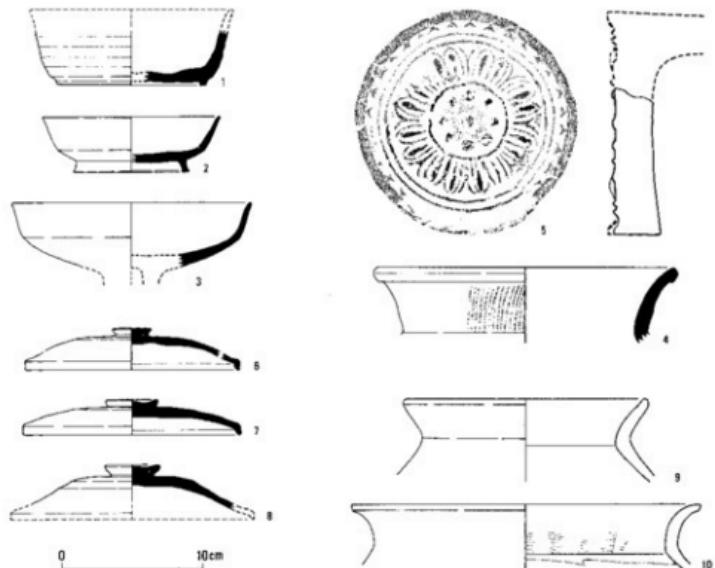


Fig. 14 美作國府跡出土遺物実測図 1:4

V ま と め

平成元年度までの調査結果について簡単にふれてきた。はじめに述べたように、美作国府跡の調査は現在も継続中である。今後、新たな諸事実の発見により現在の解釈については追加や変更がせまられることになると思われるが、ひとまずこれまでの調査であきらかとなった事実について整理し、若干の見通しについてふれてまとめとしたい。

本調査の目的のひとつは、国府の中心施設の構造と範囲の把握にあった。これについては、まず、東西約90m以上に達するS A108とS D102による区画の存在を確認した。調査区の制約により、全形についてはあきらかでないが、南北延長は80m以上になる可能性が高い。

第2に、区画の内部からは南北に相対する2棟の東西棟が検出された。両者の正確な位置関係については、現在なお調査が続行中であるが、現状でも南北両建物の柱筋が通っており、同規の可能性が考えられる。さらに両建物底の心々距離は44.98m（150尺）をはかり、両者の計画的な配置がうかがえるとともに広大な空間の存在が注意される。両者については1回の建替が認められること、そして瓦が用いられたとみられることも重要な点である。

調査成果の第3は、国府の遺構に上層下層の区別が確認されたことである。それぞれの遺構は方位を明確に異にし、今のところ下層では瓦の使用がみられない。ただ、上層にくらべて下層は一部が検出されはじめたところであり、今後の調査に多くの課題を残している。

周知のように、美作国は、和銅6年（713）に備前から分離して成立した事情が文献資料から知ることができるが、将来の調査によって国府の変遷の実態をあきらかにする手がかりがえられたといえよう。

この点に関し用いられた尺度についてみれば、上層遺構の場合、先述のS B101とS B406の距離では1尺あたり29.99cm、S B101の南側柱列では30.00cmである。これに対し、下層のS A109では1尺あたり29.7cmとなっている。下層の他の遺構については発掘部分が少ないので検討が不十分だが、このように国府の変遷のなかで異なる尺度がもちいられたことが推定される。

つぎに、最初にあげた区画の性格について考えてみたい。S A108とS D102の区画する地区を航空写真（Fig. 15）と地形復元図（Fig. 16）にあてはめてみれば、ちょうど台地の中心部に位置することに気づく。この北方には東北東から小谷が入りくみ、南方のX座標-10300の付近では東から小谷が入っている。そして東側は、S B101から80m程の地点で比高差約10mの急斜面となっている。このように、この区画が周辺の地形の中で最も良好な一帯を占地していることが知られる。この立地の点と、先に述べた中央に空間をもつ計画的な配置からみて本区画が美作国府のなかで中心的な位置を占めることはあきらかである。その場合、国序（国衙）の区



Fig. 15 美作国府跡周辺航空写真（いずれも北方上空から南方をのぞむ、1 昭和36年、2 昭和47年松浦航空撮影）

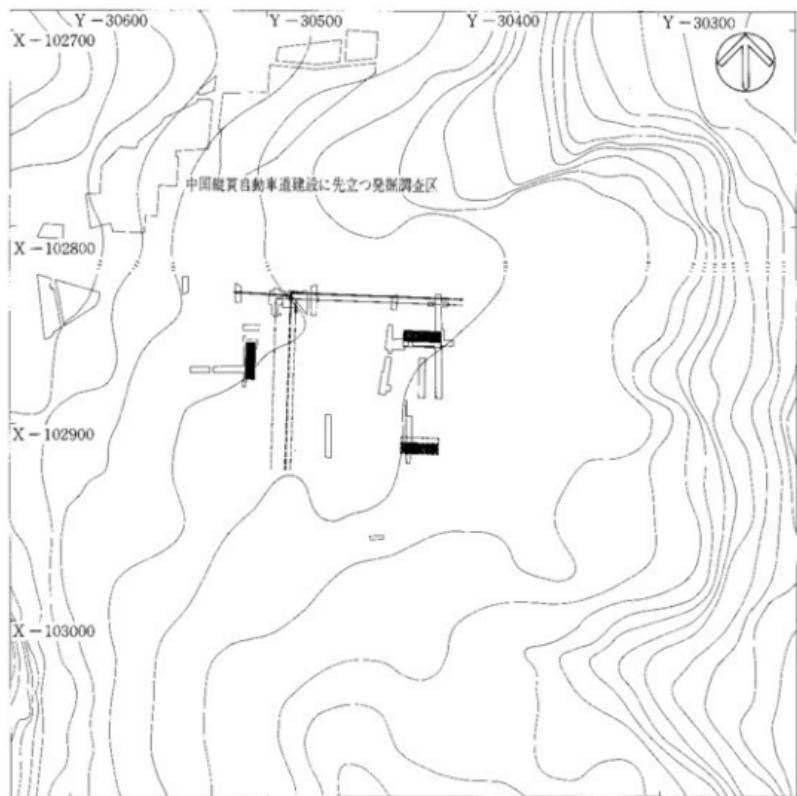


Fig. 16 調査区周辺の地形と上層遺構（等高線は1m単位。昭和61年に津山市が作成した「美作国府跡概況平面図」をもとに復元）

画に相当すると考えた場合、地形からみてこの区画内に政庁を位置づけるのは困難なように思える。いっぽう、本区画を政庁そのものに対比させた場合、東入りという例をみない構造を想定しない限り、相対する東西棟の性格づけが困難である。いずれにせよ現状で性格を決定することは困難であり、今後さまざまな可能性を考慮しながら調査を継続する必要があると考えられる。

最後に、中国縦貫自動車道で検出された遺構との関連についてふれておきたい。いくつかの建物と墓地状遺構および井戸が検出されている。この地区はFig. 16の地形図では北西隅の北東に延びた低丘陵の南東斜面に位置する。これと今回の調査で確認した区画との中間地点(註3)における所見では国府関連遺構は存在せず、遺物も希薄であった。このことからみて両者は、それぞれ異なる区画(曹司)を形成していた可能性が高いと思われる。

註3 T11および今回の一連の調査と並行して調査したT11南西70mの地点における南北トレンチ(T27)

美作国府跡発掘調査概報
津山市埋蔵文化財発掘調査報告第40集

1991年3月31日発行

発行 津山市教育委員会
岡山県津山市山北520

印刷 有限会社ゴトウ印刷
津山市西寺町63
